

平成25年度 第3回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成26年2月26日(水) 14:00~16:00

2. 場 所 アルカディア市ヶ谷 7階 琴平

3. 議 事

- (1) 日本国際教育支援協会の求償債権回収状況
- (2) 平成25年度機関保証制度検証委員会報告書の方向性

4. 出席者

(◎委員)

黒木委員、鈴木委員、宗野委員、馬場委員、林委員(委員長)、阿部委員、月岡委員

(□オブザーバー)

日本国際教育支援協会 井上理事長

(○(独)日本学生支援機構(以下、「機構」))

石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、金井債権管理部次長、天羽機関保証業務課長

(■(公財)日本国際教育支援協会(以下、「協会」))

平田機関保証課長

(●分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社(PwC)

5. 議事概要

- ・ 議事(1)~(2)について、協会及び機構から説明を行った。
- ・ 自由討議

(質疑応答概要)

◎ 委員

協会における求償債権の回収達成率であるが、第一回目の当委員会で報告のあった平成25年10月現在の回収達成率よりも、今回報告のあった平成26年1月現在の回収達成率のほうが上昇している。回収率が改善傾向にあるという理解でよいか。

■ 協会

その通りである。

◎ 委員

「代位弁済後の求償債権回収は、債権回収会社へも教育的配慮を持つことをお願いしている」
とのことであるが、教育的配慮とは具体的にどのようなことを指しているのか。

◎ 委員

求償債権の債務者が学生であることに配慮するということ指している。

◎ 委員

他の民間金融機関等のローンではなく、奨学金であるという意味か。

◎ 委員

その通りである。

◎ 委員

協会と、協会が求償債権回収業務を委託しているサービスとの間で十分に連携をとることが重要であると思う。協会とサービスの間では、どのような取り組みをしているのか。

■ 協会

サービスとは毎月最低でも1回2時間程度の打合せの機会を設け、回収状況の詳細な報告を受けたり、基本的事項の擦り合わせを行っている。また、法的措置の取り組みの方向性についても打合せを進めており、よりよい方法で回収を進めることができるよう工夫している。

◎ 委員

協会においては、契約するサービスを決めるにあたって、コスト面でも努力している。具体的には、機構において督促が強化されたことにより協会での求償債権の回収が難しくなったため、サービスは業務委託手数料をあげて提示してきたが、協会では、現行と同水準の業務委託手数料で取り組むようサービスへお願いした。また、以前は機構の債権回収業務を受託後5年以上経過していることが契約業者の入札参加条件であったが、条件を緩和し3年以上経過していることとして契約業者の入札を行っている。

◎ 委員

機構の法的措置においては、それまで無応答だった者が、裁判所から文書が届いた段階で機構へ連絡をしてくる場合がある。現時点で本人と連絡がつかないからといって今後返還しない可能性が高いとは言えないのではないかと。どちらかという、奨学金の返還を滞納するのはルーズな者が多く、返済能力があるにも関わらず応答しないという者も相当数いるだろう。

コスト意識を持ち、返済をしてもらえそうな人に対して優先的に督促するということは、心情的には理解できる。しかしながら、奨学生間の公平性を全く無視してしまうと、今後機関保証債権数が拡大していく中で、「放っておけば督促は来ない」といった誤った考え方が広まってしまう可能性がある。奨学生間の公平性を保って督促を行うという姿勢は示していくべきではないか。

◎ 委員

意見が二点ある。第一に、今後は、機構や協会を含む公的機関に対してもアカウントビリティ（説明責任）が求められるようになると思われる。そのため、何をどのように行ったかを資料としてきちんと残していくことが必要である。第二に、今後は、公的機関においても、コストベネフィット分析（費用便益分析）は厳しいとしても、コストエフェクト分析（費用効果分析）は求められる可能性が高いと思われるので、コスト意識を持ち、それをどう表現していくかということも是非検討していただきたい。

◎ 委員

平成26年現在の協会の職員数が10名とのことであるが、この10名はどのような業務を行っているのか。また、平成35年には16名程度の体制を見込むとのことであるが、この人員は法的措置に関わる業務を行うのか。

◎ 委員

現在の職員10名は、債務の督促に関わる業務は行っていない。平成35年の職員数16名については、求償債権数やその回収状況を踏まえて想定した人数であり、具体的な業務の中身を踏まえて想定した人数ではない。

◎ 委員

機構において、法的措置に関わる業務を行っている職員数はどれ位か。

○ 事務局

法務課で約50名と支部で約100名の計約150名である。そのうち、支払督促申立に関する業務は、支部の職員約100名で取り組んでいる。支払督促申立は、年間10,000件程度行っている。

◎ 委員

協会の法的措置においては、機構の法的措置のノウハウを取り入れながら、情報を共有していく必要があると思う。今後、法的措置はマンパワーが相当必要になるものと思われるため、

何件をどの位のペースで処理していくのか等、早めに検討を始める必要があるだろう。

◎ 委員

協会における平成35年の職員数16名というのは、法的措置を行う人員は想定していないという理解でよいか。今後協会のコスト等を明らかにした事業計画等を作成する際には、その旨明示していったほうがよいだろう。

◎ 委員

協会にお聞きしたい。将来的に、求償債権の償却についてはどのように考えているのか。

◎ 委員

協会における償却については、コスト等も踏まえ、現行の基準について今後さらに検討を進めていきたい。

◎ 委員

報告書の方向性において、「今後協会の収支状況がより良い状況になると判断された場合には、保証料率の変更を視野に入れることが考えられる」とのことであるが、リスク分析の結果や求償債権の回収状況から、「視野に入れる」とまで記載する必要があるのか。

◎ 委員

保証料の見直しについては、慎重な検討が必要なことから、求償債権回収状況が明らかに判断できなくなった場合に備えて、検討の準備の開始する時機にあるとも考えられる。

◎ 委員

報告書の草案はいつ頃提示してもらえるのか。

○ 事務局

報告書の草案は、次回の委員会で提示する予定である。

◎ 委員

報告書の方向性において「これまで以上に回収促進を進めることが肝要」とあるが、機構において様々な施策で回収を強化しているなか、協会において具体的にどのような方法で求償債権の回収促進を図っていくかについては、方法も限られており難しいように思える。

◎ 委員

報告書の作成にあたっては、機構は4月から新しい中期計画になることを視野に入れる必要があるのではないか。

(了)